

訪問介護(生活援助中心型)の回数が基準以上となるケアプランの届け出について

令和7年2月
大和高田市保健部介護保険課

平成30年10月から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づける場合には、介護支援専門員は当該ケアプランを保険者である市町村に届け出ることが義務付けられました。

本市におきましては、利用者の自立支援・重度化防止や地域支援の有効活用等の観点から利用者にとってよりよいサービスとすることを目的として、下記のように取り扱うこととしましたので通知いたします。

●届け出の対象

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づけたケアプラン

厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

●提出書類

- ・訪問介護(生活援助中心型)の回数が基準以上となるケアプランの届出書
- ・利用者基本情報(フェイスシート)写し
- ・課題分析票(アセスメントシート)または課題整理総括表写し
- ・居宅サービス計画1表～3表写し(第1表については交付し署名のあるもの)
- ・サービス担当者会議の要点(第4表)写し
- ・サービス利用票(第6表)と別表(第7表)の写し
- ・各サービス計画書(訪問介護計画書等)写し

●提出先

大和高田市介護保険課

●留意事項

- ・身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みませんが、適切なアセスメントによりケアプランに位置付けてください。
- ・ケアプランを交付(作成または変更)された月の翌月末までに届出書を提出してください。(例 4月に交付したもの→5月末までに提出)
- ・提出書類を確認し、適切なケアマネジメントが行われているかどうか地域ケア会議等で検証します。地域ケア会議には、担当介護支援専門員、居宅介護支援事業所管理者及びサービス担当責任者に御参加いただきます。

<問い合わせ先>

大和高田市保健部介護保険課
TEL 0745-22-1101